# 資料2 一元化の選択肢(モデル)

### [モデルA: 統合社会保険(1階建)]

[A-1:公的扶助 + 報酬比例] (アメリカ型) [A-2:最低保障年金+報酬比例] (スウェーデン型)



・標準的な生活費 ・(最低限の保障) 所得調査

- 1. 一定の所得を有する者は全て単一の保険制度に加入
- 2. セーフティネットは公的扶助により対応

- 1. 一定の所得を有する者は全て単一の保険制度に加入
- 2. 所得調査と居住年数に基づき最低保障年金を支給
- 3. 所得調査は報酬比例部分のみの年金額 を対象.

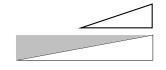
#### 「モデルB: 社会保険(2階建)]

#### [B-1:基礎年金(1/2保障) + 報酬比例]

# 資力調査 クローハ・ック

- 1. セーフティネットは 基礎年金(1/2は一般財源により保障)と公的扶助で対応
- 2. 一定の所得を有する者は全て基礎年金に加入、所得比例の保険料(定率)
- 3. 報酬比例部分は主として雇用者を対象

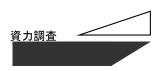
## B-2:基礎年金 + 報酬比例] (オランダ型)



- 1. 一定の所得がある限り全ての国民が 基礎年金に加入. その保険料は所得比例(定率)
- 2. 基礎年金は居住年数に基づき支給
- 不足分を一般財源で補助 3. 報酬比例部分は主として雇用者を対象

## [モデルC: 国民皆年金 + 保険(2階建)]

[C-1:国民皆年金(資力調査付) + 報酬比例] (オーストラリア型)



- 1. セーフティネットは資力調査付の国民 皆年金(ユニバーサル)
- 2. 報酬比例部分は主として雇用者を対象

C-2:国民皆年金 + 補足給付 + 報酬比例] (カナダ型)



- 1. セーフティネットは国民皆年金と補足給付(扶助)を併せて対応
- 2. 報酬比例部分は主として雇用者を対象
- ※モデルB·Cの報酬比例部分は必ずしも一元化(職業間の統一)は必要ない